

生活困窮者自立支援法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年8月6日設定)

1 「生活困窮者住居確保給付金の支給決定」(法第6条第1項)については、次のとおりとする。

- ・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について  
(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)  
「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」  
第7 住居確保給付金の支給(2 支給要件)

※標準処理期間 14日

2 「生活困窮者就労訓練事業の認定」(法第16条第2項)については次のとおりとする。

- ・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について  
(平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)  
「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」  
第8 就労訓練事業の認定等(3 認定基準の内容)

※標準処理期間 30日